

大規模小売店舗立地法の規定に基づき提出された意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、令和7年3月28日付で届出された下記の大規模小売店舗に係る届出事項等について、同法第8条第2項の規定により意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定に基づき、その概要を公告する。

令和7年8月8日

札幌市長 秋元 克広



記

1 大規模小売店舗の名称、所在地

- (1) 名 称 (仮称) ニトリ札幌中の島店
- (2) 所在地 札幌市豊平区中の島2条6丁目2-4 外

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 名 称 株式会社ニトリホールディングス
- 住 所 札幌市北区新琴似7条1丁目2番39号
- 代表者 代表取締役 似鳥 昭雄

3 意見の概要

店舗敷地内、周辺における自動車渋滞、騒音、臭気に対する防止対策の要望

4 提出された意見書の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所 札幌市役所本庁舎2階 市政刊行物コーナー
- (2) 縦覧期間 令和7年8月8日～令和7年9月8日
 (土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く)
 午前8時45分～午後5時15分 (午後0時15分～午後1時までを除く)

なお、上記3の意見の概要は、大規模小売店舗を設置するものが配慮すべき事項（具体的には、同法第4条の規定により経済産業大臣が定めた指針）に該当するか否かに関わりなく、提出された意見の概要をまとめたものです。提出されたすべての意見書は、上記4の縦覧場所で縦覧しています。